

委託手数料の新たな算定ロジック案及びコスト見直し案について

1. 考え方

概ね変更なし。算定の具体的な手順を明記する(下線部)。

- 1) 委託手数料は、資金管理料金として自動車所有者の負担となることから、必要性について明確な裏打ちがなされていること及び自動車所有者の負担感をより強く意識することが必要となる。
- 2) 預託申請・リサイクル券発行・預託証明の各実務における実際の業務のうち、代表的なものを 標準的な工程(以下、「実務詳細」という)に分けて整理し実務詳細ごとに標準的な作業時間を積み上げて各業務における1台当たりの作業時間を算出し、委託業務に必要な人件費等を勘案して算出する。
- 3) 新車購入時預託と引取時預託の委託手数料は、共通の算定ロジックを用いて算出する。
ただし、算定ロジックに適用する実務詳細及び作業時間は、新車販売時預託・引取時預託でそれぞれ固有のものを適用する。

2. 算定ロジック案

委託業務に必要な人件費に、人件費以外のコストを加算して算定する、とのロジックに変更はないが、現行の算定ロジックに想定されていなかった点、及び制度開始後の状況変化を踏まえて整理する。

	算定ロジック
委託手数料 (円/台)	[委託業務に必要な人件費コスト + 人件費以外のコスト] (円/台) (円/台)
委託業務に必要な人件費コスト (円/台)	1台当たりの <u>標準的な</u> 作業時間 × 人件費(時給換算) (秒/台) (円/秒)

- 1) 1台当たりの標準的な作業時間(以下、「標準作業時間」という)は、現行の「相当程度の余裕をみて設定した想定値」から、関係団体に依頼した作業時間の計測結果に本財団想定を加味した算出値に変更する。
- 2) 人件費(時給換算)は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査^{※1}(公的機関が作成する統計。以下、「統計調査」という)の 直近5年度実績をベースに算出する。
- 3) 制度開始後の状況変化を踏まえて、以下2点を廃止する。

(1) 手数料額への販売管理費等の加算。

⇒客観的な基準がなく、委託手数料を負担する自動車所有者への説明が困難であるため。

(2) 人件費のピーク月(3月)台数換算(別紙2の2ページ4)参照)

⇒現行の算定ロジックに人件費のピーク月(3月)台数換算を採用する要因となっていた継続検査時預託が平成20年1月末に終了したため。更に、委託先における業務の習熟度の高まり(慣れ)により、リサイクル料金収受に係る委託業務の位置づけが、通常業務への大きな負荷から通常業務の一部へと変わってきたため。

3. 委託手数料に算入するコストの見直し案

1) 人件費

(1) 現行の算定ロジックに適用している業種区分「自動車・自転車小売業」が平成 21 年度分の統計調査から廃止となったことから、業種区分の見直しを実施し「機械器具小売業」を適用する。

- ① 「自動車・自転車小売業」「家具・じゅう器・機械器具小売業」及び「その他の小売業」の一部を統合した「機械器具小売業」が新設された。
- ② 機械器具小売業に占める旧自動車・自転車小売業の割合は不明であるが、平成 20 年度までの統計調査における自動車・自転車小売業と家具・じゅう器・機械器具小売業の割合は 7 対 3 であり、統合前と統合後の調査サンプル数がほぼ一定であることから、概ね旧自動車・自転車小売業の労働時間・賃金の実態を反映しているものと推計し、新たな業種区分として機械器具小売業を適用することとした(別紙 3-2 参照)。
- ③ 他にも自動車外交販売員等の業種区分を検討したが、新車販売ディーラーの職種の一部であり事務職などは含まれていないことから新車販売ディーラーの実態を反映しているとは言い難く、調査サンプル数が旧自動車・自転車小売業の 2 割と少ないため委託手数料を負担する自動車所有者から業種区分の妥当性について疑義が生じる可能性があること、等の理由から採用を見送った。

業種区分	メリット	デメリット	判定
機械器具小売業	・旧自動車・自転車小売業が含まれている。	・旧自動車・自転車小売業の占める割合が不明である。 ⇒統合前と統合後の調査サンプル数の比較から、自動車・自転車小売業の割合は 7 割程度と推計される。	○
自動車外交販売員	・現存する業種区分の中で、新車販売ディーラーに最も近い。	・新車販売ディーラーの職種の一部であり、事務職などが含まれていない。 ・調査サンプル数が旧自動車・自転車小売業と比較して少ない。 ⇒平成 13 年度から 20 年度までの調査サンプル数の平均 自動車外交販売員 0.7 万人(A) 旧自動車・自転車小売業 4 万人(B) $A \div B \times 100 = 23\%$	△
その他事業サービス業 ⇒現行の算定ロジックで、継続検査時預託における車検場団体向けの委託手数料算定に適用している。 (継続検査時預託は平成 20 年 1 月末に終了した。)	—	・業種区分が新車販売ディーラーに当てはまらない。	×

(2) 業種区分ごとの月間労働時間及び年間人件費は下表のとおり。

業種区分		厚生労働省 賃金構造基本統計調査		
		平成13年度①	直近5年度②※4	増減②-①
機械器具小売業※2 (旧自動車・自転車小売業)	月間労働時間 年間人件費	182時間 4,524千円	181時間 4,456千円	-1時間 -68千円
(参考) 自動車外交販売員	月間労働時間 年間人件費	177時間 4,646千円	178時間 4,706千円	+1時間 +60千円
(参考)※3 その他事業サービス業	月間労働時間 年間人件費	182時間 4,019千円	179時間 3,586千円	-3時間 -433千円

※2 平成21年度に自動車小売業以外の業種区分と統合。

※3 車検場団体に支払う継続検査時預託に係る委託手数料の算定に適用(資料3-1の2ページ参照)。

※4 平成22年度から平成26年度までの直近5年度実績の平均値。

2) 人件費以外のコスト

当初、預託申請実務では自動車リサイクルシステムに接続するためのパソコン代・インターネット通信費の2品目、リサイクル券の発行実務ではリサイクル券を印刷するためのプリンタ・トナー代の2品目、合計4品目をコストとして算入していたが、以下の理由により**パソコン代・インターネット通信費・プリンタの3品目はコスト算入から除外し、トナー代のみを算入する**。理由は以下のとおり。

- (1) 法施行当初は業務におけるパソコン使用が一般的ではなく、自動車リサイクル業務専用機として新たに購入するケースが想定されたため、全額を人件費以外のコストとして算入していたが、現在ではパソコン・インターネット通信・プリンタは自動車リサイクル以外の業務でも一般的に使用する状況となっているため。
- (2) 自動車リサイクル業務と他業務でコストを按分することも検討したが、合理的な按分率の設定が困難であり、委託手数料を負担する自動車所有者への説明が難しいため。
- (3) トナー代については、1枚当たりのコストが算出可能であり自動車リサイクル業務と他業務の区別が容易(現行の算入コストは4円/台)であること、リサイクル券の発行(印刷)自体が委託業務であることから、消耗品であり実費が発生する品目をコストとして算入することが妥当と考えられるため。

委託業務	品名	現行ロジック	新ロジック案	理由	
預託申請実務	パソコン	算入	4円/台	算入しない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル以外の他業務でも一般的に使用する状況となっている。 ・他業務との按分が困難である。
	インターネット通信費		3円/台		
リサイクル券の発行実務	プリンタ		1円/台		
	トナー	4円/台	算入 (単価は改めて見直し)	<ul style="list-style-type: none"> ・他業務との区分が容易である。 ・消耗品であり実費が発生する。 	

以上